

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年11月6日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，楢崎ひろ子，木内令子，幡谷信勝，渡邊妙子，根本順一，
田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 千田庸平

5 議題及び公開・非公開の別

使用料・手数料についての検討（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

1人

8 会議資料の名称

- (1) ヒアリング調書その1（10月2日分）
- (2) ヒアリング調書その2（10月9日分）
- (3) ヒアリング調書その2修正（10月9日分）
- (4) ヒアリング調書その3（10月23日分）
- (5) ヒアリングの概要その1（10月2日分）
- (6) ヒアリングの概要その2（10月9日分）
- (7) ヒアリングの概要その3（10月23日分）

9 発言の内容

執行機関

本日は，お忙しい中，お集まりいただきまして，ありがとうございます。
ただいまから平成25年度第6回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、___委員、___委員が御都合により欠席との御連絡をいただいております。また、___委員が現在のところ若干遅れております。

それから、本日は、傍聴の方がお一人みえておりますので、お知らせいたします。それでは、早速ですが、会長、議事の進行をよろしくお願いします。

会 長 改めまして、おはようございます。

これまで3回にわたってヒアリングを行ってまいりましたが、今日はそれについて、基本的にフリートークをして、それぞれの方向を決めてまいります。それに基づいて、次回は答申案のたたき台等を作るという段取りになります。

それでは、今日使用する資料等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その1 (10月2日分)、ヒアリング調書その2 (10月9日分)、ヒアリング調書その2修正 (10月9日分)、ヒアリング調書その3 (10月23日分)、ヒアリングの概要その1 (10月2日分)、ヒアリングの概要その2 (10月9日分)、ヒアリングの概要その3 (10月23日分) について説明)

会 長 それでは、時間も限られておりますので、早速、内容に入っていきたいと思います。

案件はたくさんあるわけですが、まず、新規、あるいは改定について担当課から提案されたものがいくつかございます。これは比較的議論の幅も限られると思いますので、まず最初に、これを順次決めていきたいと思います。その後、それ以外のものについて、自由にお考えをお出しいただきたいと思います。担当課から提案のあったものについては、審議会として見解をまとめる必要がございますので、先にそれを検討していこうという趣旨でございます。

それから、進め方ですけど、ヒアリングと同じように、一つのテーマについて集中的に話し合っ、結論を出してから次のテーマに移るとというのが一番効率的だと思いますので、よろしくお願いします。

また、本日の審議は、改定すべきか否か、改定すべきとすれば、その金額、幅をどうするかということも大切ですが、その他として、これまでのヒアリング中で皆様方から貴重な意見が出されております。したがって、最終的には、金額とは直接関係わりはなくても、例えばコストの面でこういう工夫が必要ではないかといった意見も審議会としてまとめたいと思います。ただし、そのような意見をまとめることと改定すべきか否かということ、これらをいっしょに議論しますと、混乱するおそれもありますので、まず最初に、改定すべきか否か、その幅と金額はどうかという結論をひととおり出してから、その後に、その他の意見ということにしたいと思います。このように区別して進めてまいりたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 御了解がいただけましたので、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、まず、担当課から新規のものとして提案があったものについて、議論をしていきたいと思います。

一つ目は、犬の注射済票交付手数料と再交付手数料を新たに徴収したいとの提案が

ございました。資料につきましては、ヒアリング調書その3の11ページと13ページです。

内容については、ヒアリングを行いましたので、皆さんご存じなわけですが、まずは、この手数料を徴収すべきかどうかについて御意見をいただきたいと思っております。金額については、徴収すべきかどうかの結論が出てから議論をしていくということにしたいと思っております。

自由に御発言ください。

委員 これは、担当課からの説明がありましたとおり、他の市も徴収しております。また、実際に相応の経費が掛かっていることから、徴収すべきであると思っております。

会長 ありがとうございます。御異議ございますか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それでは、当該案件につきましては、徴収すべきであるという結論にしたいと思っております。

続きまして、金額をいくらにするかということでございます。担当課からは、注射済票交付手数料については500円、それから再交付については300円を検討しているということでした。これにつきましてはいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それでは、担当課の提案どおりに、交付手数料、再交付手数料を新たに徴収すべきこととし、犬の注射済票交付手数料は500円、それから、その再交付手数料は300円を新たに徴収するということを結論としたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、新規の二つ目でございます。地域密着型サービス事業者等指定申請手数料とその更新申請手数料がございました。資料は、同じ資料のその3の19ページと21ページでございます。

内容については、ご存じのことと思っておりますので、説明はいたしません。まず、これについて、徴収すべきか否かをお伺いしたいと思います。

委員 受益者負担率の観点からしましても、提案どおりの徴収が妥当だと思います。

会長 ありがとうございます。このような意見をいただきましたが、別の意見はございますか。よろしいですかね。

それでは、これについては、現在は無料ですけど、徴収すべきであると意見が一致したということにしたいと思っております。

次に、金額でございます。地域密着型サービス事業者等指定申請手数料については3万円、更新申請手数料については1万5,000円を検討しているという説明がありました。金額についてはいかがでしょうか。

さきほどの___委員の御提案は、金額を含めた意見ということでよろしいですか。

委員 はい。

会長 そういことですが、よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、地域密着型サービス事業者等指定申請手数料は3万円、更新申請手数料は1万5,000円を新たに徴収するというを審議会としての結論としたいと思います。

続きまして、資料は同じその3の1ページ、老人福祉センター浴室使用料でございます。

これについては、現在、60歳以上の市内在住の高齢者の施設使用は無料であるわけですが、入浴施設の利用に限って、新たに使用料を徴収するという提案でございました。これについて、御意見をお伺いします。

委員 有料になることはよろしいかと思いますが、低所得者に対しての減免も視野に入れて進めていくべきと考えます。

会長 分かりました。一部減免も視野に入れて、新たに使用料を徴収すべきであるというお話であったかと思いますが、これに関して御異議はございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それでは、新たに使用料を徴収することに関しては、意見の一致を見たことにいたします。

続きまして、幅でございます。金額については100円という提案がございましたが、これについてはいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、老人福祉施設の浴室使用料につきましては、100円を新たに徴収すべきであるということを審議会の結論にしたいと思います。ただし、低所得者等に対する減免というお話もありました。これにつきましては、意見として盛り込むということにいたします。

とりあえず、たくさんありますので、額の改定に集中して進めてまいりたいと思います。

続きまして、同じ資料の7ページでございますが、体育施設使用料についての提案がございました。

7ページをご覧くださいますと、改定の内容として、四つの項目がございます。4番は少し性格が違いますので、まず、1番から3番の料金体系の変更につきまして、一括して御意見を伺いたいと思います。一言でいえば、細分化して使いやすくすると

いうことであつたと思います。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、体育施設使用料の料金体系につきましては、担当課の提案どおり変更すべきであるということにしようと思います。

次に、4番の照明の電気料の実費相当額を変更するという点について、御意見をお伺いします。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。実費ですから、電気代が上がっているの、料金も上げざるをえないということです。体育施設使用料の電気料につきましては、担当課の提案どおりにしたいと思います。

委 員 ちょっとよろしいですか。

会 長 はい。

委 員 実費の件なのですが、実費相当ということについて、事務局にお伺いしたいのですが、電気料というのは条例で決められているのですか。

執行機関 電気使用料については、条例の規定事項ではございません。

委 員 条例を変えなくても変更できるわけですね。現在、電気料が上がったりしているの、柔軟に対応してもらったほうがいいのではないかと思います。

執行機関 今、御指摘がありましたとおり、条例で規定すべきものではございませんので、本来であれば、これまでも、電気料の変更に併せて、もう少し柔軟に改定すべきであつたと思います。そこは市として反省すべきところなのですが、施設ができた当時の金額のまま変更していませんでしたので、この際、実態に合わせて変更していこうという御提案でございました。

会 長 これにつきましても、意見のほうに盛り込むということにしたいと思います。それでは、担当課から提案のあつたものについては、意見集約が終了いたしました。ここから先は、これ以外の使用料、手数料で、ヒアリングを踏まえて、審議会として改定すべきとするものについて、御意見をいただきたいと思ひます。ある使用料についての話が出た際には、それについて集中して審議をしていくということを進めていきたいと思ひます。発言としては、どの使用料を改定すべきか、改定すべきとするならば、いくら程度とすべきか、あるいは何%とすべきか、そういったことになるかと思ひます。可能性としては、値上げのみならず、値下げということもありえるかもしれません。

御発言されるときに、どの資料に載っているか、何ページかということもおっしゃっていただくと、効率がよろしいかと思えます。

委員 ヒアリング調書その1の13ページ、7番の優良観光土産品登録手数料につきまして、私は出席できなかったのですが、いろいろ議論があったと伺っております。

これは、1件当たり3,000円の2年間更新であり、受益者負担率が67.2%となっております。実態はよくは分かりませんが、それぞれ自分のところでブランドを高めようとして努力されていると思います。登録されたことによるメリットが議論されたということですが、資料を見ますと、事務コストのところ、切手代として、登録受付募集通知というものを8業者に出しております。これは、今まで登録されていた業者に、期限が切れますから、市のほうから更新の申請を呼びかけていることではないかと思えますが、業者のほうで積極的に登録を受けたいということではないというようなことかと思われます。認定の賞状も出しているようですが、意味があるのかなと思えますし、実際のメリットとして考えた場合に、どれくらいの効果があるのか、疑問なところがあります。

他市の状況を見ますと、商工会議所や観光協会といったところで実施しているようであります。水戸市でも、優良認定されたことによるメリットを高くできるように努力をし、また、申請手数料の単価を上げたり、期間を延ばしたりして、赤字にならない程度の制度にし、商工会議所や観光協会にやってもらったほうが良いのではないかと思えます。

会長 ありがとうございます。しかし、これは後にまとめる御意見でございます。この登録手数料について、そのものはどうするのかという結論は、審議会として出さなくてはいけないと思えます。

事務局は、これらの意見を会議中に少し記録しておいてください。後で重複しないように、こういった意見が出ていますというのを整理していただくと、後でまとめるのに助かります。

委員 今回の登録手数料につきまして、受益者負担率の欄を見ているのですが、現状は3,000円で67.2%になっております。例えば、これを5,000円にすると、基準に対する負担率は何%ぐらいになりますか。

執行機関 下のコストが約4,500円ですので、5,000円にすると、112%になります。

委員 そうですか。上げることについては賛成というか、やむなしという感じもいたします。他市の状況を見ると、0円から1万円までありますが、現状の受益者負担率67.2%を考えると、若干上げたほうが良いと思えます。

また、行政改革の意味になりますが、受益者負担率の分母のほうを小さくする努力、職員の時間、手間暇を少なくするような努力もしなくてはなりません。それに併せて、審査の目というものも高めていかなければなりません。いわゆるデザインコンセプトなど、いろいろなものを審査する人の質的なレベルの高さというものも上げる必要があると思えます。登録されて価値観を感じるというような結果を出さなくてはいけま

せん。これは素人がやったのではだめだと思います。これは後の意見になりますが。

会 長 関連した考えもありますので、御意見も併せて出ることになるかと思いますが、金額について整理しますと、これについては、担当課としては、値上げをすると、制度の利用者そのものがなくなるということで、現状維持というようなニュアンスだったと思うのですが、審議会としては、これは引き上げるか否かという意見はありますか。

委 員 今、会長がおっしゃったように、考察のところで、引上げすると、利用者が減ってしまうと思います。また、御意見の中で、いずれ観光協会というお話がありましたが、その見通しができたときに、また改めて考えれば良いので、登録者を増やす工夫等は必要ですが、今回は現状のままでいいと思います。

委 員 私も同じで、現状維持でいいと思います。18 業者 49 品目ということですが、上げたことによる見通しが明確に分かればいいのですが、現在では曇っているということなので。

会 長 ありがとうございます。

委 員 最初に戻ってしまいますが、そもそもこの仕事は、行政が直接手を出すべき仕事なのかと思いますが、引上げには無理があるので、基本的には現状維持で行かざるをえないと思います。

委 員 例えば、3,000 円が 5,000 円になったので、申請しないということは、それだけ効果がないということの証明になってしまうと思います。もう少し何か効果があればいいとは思いますが。

委 員 それに付随しまして、観光土産品ということなのですが、駅やデパートを回っていても、分からないんです。お客に分らなければ、売れ行きも上がらないですし、当該値上げも無理だと思います。そのメリット性が見えない状況では、現状維持になると思います。

会 長 最初は値上げという話もありましたが、どちらかという現状維持という意見が多いように思われますが、その判断でよろしいですか。

委 員 現状維持でもいいのですが、やはり審査の目を高める必要があると思います。水戸市内で決めた独りよがりの審査では、なんの勲章にもならないと思います。客観的にプロの目で物事を見るというように、レベルの高い人に審査をお願いして、優良品のラベルは大きな勲章になるというような立場を築いてあげないと、この制度によるメリットは何も出てこない。優良品の判定は、効果のあるものに結び付けなければならぬと思います。料金を引き上げることによって、そういった優秀な人を抱え込むことができればよいと思いますが、難しいところですね。

執行機関 前回のヒアリングでも多くの質問が出まして、その後、担当課と意見交換をしたところでは。

まず、優良観光土産であるというマークが分かりにくいという皆様の御意見がありました。これにつきましては、現代風にアレンジをし、もう少し水戸市がお墨付きを与えているということ売り場で分かるようにすることで、件数を増やすことを考えているようです。

また、コストの中で一番大きなものが、報酬等で2,800円であります。これにつきまして説明させていただくと、非常勤職員報酬は1人7,000円ですが、10名の皆様のような特別職の方に集まっていたら審査をしていただいております。ですから、会議を1回開きますと、7万円かかります。これを25件で割っており、2,800円というコストになっています。もし件数が1.6倍の40件となりますと、コストは1,750円となり、1,000円ぐらい下がり、現状の手数料に一致すると思います。ですから、登録を増やすことができれば、コストが下がることになります。

どうしても固定経費として7万円がありますので、例えば1件だけだと、7万円頂くのかという話になってしまうので、そこは努力を見守ってほしいというお話がありました。

会 長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。

もしあくまでも値上げというような御意見がありましたら、多数決で採決をしたいと思いますが、現状維持という意見が多いようなので、そういう判断でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。
関連した御意見等は、後でまとめることにしたいと思います。
それでは、次の使用料についてお伺いしたいと思います。

委 員 ヒアリング調書その2の13ページ、4番の自転車駐車場使用料についてです。
私は赤塚駅北口の駐輪場を比較的利用しています。この料金について、私的な意見になりますが、私は納得しかねております。水戸市では、自転車は150円、原動機付自転車は200円です。しかし、実際のスペースは、バイクは今、結構幅が広がっているタイプがあり、場所をとります。そうすると、その割合を単純に考えると、自転車が150円でしたら300円、そうでなければ、自転車が100円でバイクが200円というのが妥当なような感じがします。常々利用している者としましては、そういった思いがあります。

また、違法駐輪を減らすという意味でも、きちんと置けるスペースがあるということをもう少しアピールしてもいいのではないかと思います。

会 長 今の御意見は、場合によっては値下げにつながる部分もあるし、取りようによっては値上げにつながる部分もあります。

自転車駐車場に絞って、他の方は御意見ありますか。

委員 他市の状況を見ますと、自転車と原動機付自転車の値段差が 50 円になっております。____委員のおっしゃった趣旨も、面積から見れば分かりますが、水戸市の 150 円と 200 円につきましては、他市とのバランスから見ると、適正と思います。それから、経費として、受益者負担率も、そもそも値上げをしようとする数字にはなっていないように思いますので、使用料は現状のままでよろしいと思います。

会長 ありがとうございます。そうすると、値上げはないということでもよろしいでしょうか。あとは現状か値下げかという部分でございます。

委員 あえて値下げをする必要はないと思います。現状 150 円から値下げに踏み切る積極的な理由はないと私は思います。

会長 ありがとうございます。

委員 原動機付自転車というものは、50 cc のバイクでして、私も最初持っていました。50 cc のバイクにつきましては、それほど幅はとらないと思います。これが 250 cc ですとか 400 cc とかですと、かなり今は大きいので、場所をとりますけれども、これは 50 cc に限定しているので、自転車とそれほど差がなくてもいいと思います。原動機付自転車についても、現状維持のままでいいと思います。

会長 視点が少し違いますけれども、現状維持でいいということですね。他の方は何かありますか。それでは、他の意見はないようですので、自転車駐車場使用料については、現状維持ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、そのようにしたいと思います。では、別の件でお願いいたします。

委員 今の調書の 17 ページ、5 番の自転車保管手数料は、不法放置されていた自転車の保管手数料ということです。これは、前回の議論の中で、罰則なのだから、もう少し上げてもいいのではないかというお話もありましたが、これは取りに来た人からお金を取るもので、取りに来ない人からは全く取らない状況です。ですから、取りに来た人に全ての費用をかぶせてしまうことは酷な話かと思っておりますので、引上げという考えはありません。

この 18 ページの他市の状況を見ますと、自転車と原動機付自転車の料金が異なります。今、話があったように、原動機付自転車は重く、撤去するのも大変ですし、保管するにも場所をとります。現在、水戸市では、原動機付自転車は 2,000 円で、自転車と同じですが、原動機付自転車のほうを高くしてもよいのではないかと思います。他

市では2倍であったり、1.5倍であったりします。自転車1台2,000円ですが、原動機付自転車については3,000円ぐらいにしても、取りに来ない人もいないのではないかと思いますので、増収が見込めると思います。このため、原動機付自転車については、料金を高くしてはどうかと思います。

会 長 ありがとうございました。
 他の方は御意見ありますか。

委 員 差をつけることは分かりますけど、放置自転車は、自分の意思ではなく、盗難に遭った物が出てきて引き取るケースもあります。そうすると、踏んだり蹴ったりのような感じもします。

委 員 しかし、盗難については、届を出してあれば免除になります。

委 員 そうですか。
 ただ、3,000円というのは少し高い気もしますので、差をつけるとしたら、2,500円ぐらいがいいのではないかと思います。他市の状況を見ますと、自転車が1,000円で、原動機付自転車が2,000円ぐらいであり、3,000円はどうかと思います。1,000円もの差もつけなくていいと思います。

会 長 ありがとうございました。

委 員 私は、罰則的な意味からも、放置に対しては料金をきちんと取るべきだと思います。徴収した料金は、施設整備にも充てるべきだと思います。上げることに関してはどうかと思いますけれども、罰則的な意味からは、きちんと取るべきだと思います。前回も故意的な放置のみではないとの意見がありましたが、基本的には放置防止が目的であり、しかるべき手段が必要だと思います。

会 長 ありがとうございました。
 他の方はいかがでしょうか。

委 員 改定の経緯ということで、平成17年7月に1,000円から2,000円に上げています。各年度の推移を見ると、件数も減っているのです、現状維持でいいのではないかと思います。2,000円に上げたことなどによって減ってきていますので、自転車と原動機付自転車も同額で良いのではないかと思います。

会 長 ありがとうございました。
 原動機付自転車を高くするという意見と、原動機付自転車も含めて現状維持でいいのではないかという意見と、両方ありました。

委 員 原動機付自転車を放置してしまうということは、安全上も難しい問題を引き起こしていますし、大切なものであれば、きちんと保管すべきことであって、放置したとい

うことに対する戒めが必要と考えます。また、撤去したりするコスト等を考慮すると、3,000円という金額設定をしておいたほうが、全体のバランスから見ても、今後の事務処理の負担から見ても、必要なことではないかと思えます。

会 長 ありがとうございました。

委 員 私は、自転車の保管手数料は1,000円でいいのではないかと思えます。他市の状況を見ると、自転車は1,000円となっています。その中で考えると、水戸市は2,000円という厳しい設定にしないと放置が減らないと思われてしまい、水戸らしい教育のあり方を問われる気がします。罰金を多くしないと放置が減らないという状況では困ります。1,000円でも他市町村並みに放置自転車が少なくなるといった状況を作り上げなくてはなりません。一方、原動機付自転車については、他市と同じように2,000円にするべきであると考えます。

委 員 今の意見に対しては、あくまでも手数料が860万円掛かっていて、それに対して、基準は100%取るべきということなのに、23%しか取れていない。これで下げるといふことは考えにくいです。これまでも、そういった観点から上げてきたわけで、今になって下げることは難しいと思えます。

執行機関 これもさきほどの議論と同じで、コストが一定となっております。放置自転車の撤去というものは、あってもなくても毎日巡回していただくと、860万円という固定費用が掛かってしまいます。ですので、撤去件数が約1,400件から約1,000件と落ちてきていますので、どうしてもコストが上がる計算になってしまいます。つまり、放置が減っていくと、分母が減らないので、コストが悪くなってしまうという、収入的には悪循環的なものであります。

また、この事業は、保管してくださいという依頼に基づき保管しているわけではなく、行政が撤去してきて、保管手数料を徴収しているものです。いくらまでなら住民が納得して支払えるのかということも御理解いただきたいと思えます。

会 長 ありがとうございます。

委 員 私は、結論的には現状維持でいいと思えますけど、____委員の意見も尊重しなければならぬと思えます。2,000円という、取りに行かなくなってしまう可能性があります。というのは、ここ数年で3台の自転車が盗まれています。その自転車は、リサイクルのものを5,000円ぐらいで買った物です。その後、水戸駅に乗り捨てられたようで、電話連絡があり、取りに行ったら、警察に盗難届を出さなかったということで、2,000円を支払わざるをえませんでした。市民の中には、この例と同じように、泣き寝入りしている方も結構いると思えます。

会 長 後から警察に届を出したのではダメなのですか。

委 員 盗難届を持って行けば減免になるけれども、それを持って行かないと減免にはなり

ません。皆さん、それを知らないで減免について話をしていましたけれども、減免にならないケースもあります。

また、1,000円であれば、自転車がもったいないから取りに行こうと思うけれども、5,000円で買った物については、2,000円では取りに行かないという方もいるのではないのでしょうか。ですから、___委員の1,000円という意見も、いいとは思いますがけれども、私は現状維持でいいなと思います。

また、放置自転車の撤去に860万円も委託で掛かっていますが、これを毎日ではなくて、例えば月水金とか火木土とか、半分に減らせば、400万円ぐらい減ると考えられますので、分母を減らすことも考えるべきだと思います。水戸駅は常に放置自転車がまんえんしている状況ではなく、ここに置けば必ず撤去されるという意識が既に市民はあると思うので、半分に減らしてもいいのではないかと思います。それが意見で、放置自転車の保管料は、2,000円の現状でいいと思います。

会 長 それは原動機付自転車も含めてですか。

委 員 はい。

会 長 金額について、いろいろな考え方があります。意見としては二とおりありまして、現状維持という場合で自転車2,000円、原動機付自転車2,000円というもの、それから、原動機付自転車だけ高くという場合で自転車2,000円、原動機付自転車2,500円、あるいは3,000円という御意見、また、値下げということで自転車1,000円、原動機付自転車2,000円という御意見ですが、どれかを決めなくてははいけません。

執行機関 最終的な答申の表現ですが、現状維持にすべきである、あるいは、例えば今ですと、原動機付自転車2,500円にすべきであるという答申もありますし、自転車と原動機付自転車の料金に差を設けるべきであるといった表現もあります。事務局側としましては、はっきりいくらにすべきであるという答申を頂けるとありがたいのですが、御意見として金額までまとまらなければ、答申ではそういった表現も可能かと思えます。

委 員 手間がかかるという考え、重い物を持つのだから自転車より大変だろうという御意見も分かりますが、撤去の経費は固定経費として計上しているわけですね。それを半分にせよという意見には納得します。ただし、固定費として計上しているのに、重いか軽いかで差をつけることはおかしいと思います。私は、現状維持のままだが妥当かと思えます。

委 員 それは逆ではないでしょうか。重ければ、やっぱり高くすべきとも思います。

会 長 それでは、いろいろな意見がございますが、結論を出さなくてはなりません。今まで御発言いただいたことを総合的に検討して、まず、自転車について、現状維持か、値下げか、値上げかを決めた上で、その後、自転車と原動機付自転車とで差をつけるべきかという二段で結論を出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(自転車について、現状維持、値上げ、値下げを多数決で決め、現状維持が7名で最多となる。)

(自転車と原動機付自転車とで差をつけるか否かについて、採決で決め、差をつけるが7名、差をつけないが5名)

会 長 意見が割れておりましたが、審議会としては、ただいまの採決に従い、自転車については現状維持、原動機付自転車については自転車と差をつけるべきであるということでもとめてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。
それでは、次の使用料、手数料に移りたいと思います。

委 員 ヒアリング調書その1の9ページ、5番の国際交流センター使用料です。
私がこの資料を求めたものですが、この使用料については、目的以外が有料となっていますが、金額については、値上げをするということはありません。これは意見になりますが、使用の目的として、商業的にも使われているものがありますが、申請時に目的を明確にして、ある程度管理する必要があると思います。国際交流センターは、名前も施設もすばらしく、多くの人が利用する際にも使いやすいものとなっています。しかし、会社の会議等で使用するのにはいいと思いますが、そこで物を売るということがあると伺っておりますので、そのところの目的をきちんとする必要があります。使用料については、現状維持でいいと思います。

会 長 ありがとうございます。御意見をいただきましたが、使用料に関しては現状維持ということでしたが、これはそういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 それでは、水戸市国際交流センター使用料については、現状維持とします。ただし、意見が付くということにしたいと思います。
他の件でいかがでしょうか。

委 員 ヒアリング調書その2の2番、5ページの幼稚園保育料についてです。
これにつきましては、担当課から、保育人数の増加に努め、受益者負担率の改善を図っていくということで、値上げという意見にはなっていません。これについては、他市も同じですけれども、非常に負担率が低くなっています。また、過去2回の答申では、7,000円に値上げすべきという意見があり、教育的観点からとか、幼稚園・保育園一元化の推進状況を見てから検討するという事になってはいますが、この前のヒアリングでは、どうなっているのか分かりませんでした。もっとしっかりやってもらうということで、前回の答申と同様に7,000円に引上げということで良いのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。現行 6,000 円を 7,000 円に引き上げるという御意見でした。

他の御意見はありますか。

ちょっと今、私の手元には資料がないのですが、前回の答申で 7,000 円という数字が出ているわけですね。

執行機関 はい。

委 員 最初にもらった資料には、1 回目と 2 回目の答申とその内容が書いてあり、金額もあります。

委 員 7,000 円に上げることが妥当かどうかは分からないのですが、調書の 5 ページの改定の経緯を見ますと、昭和 56 年度に 5,000 円から 6,000 円に上がっています。その時点からは既に 32 年経っていますが、その間の物価の高騰、推移を考えてみても、上げるべきだと思います。

委 員 私も、30 年も上がっていないこと自体がおかしいと思います。職員の給料もだいぶ上がっているのしょうから、この料金では財政が苦しくなるのは当然でしょうし、7,000 円ぐらいは仕方がない時代ではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。

委 員 今、幼稚園は、どちらかといえば私立のほうに流れていますよね。私の職場は五軒のほうですけれども、一生懸命募集をかけています。2 年保育と 3 年保育の差はあるんでしょうけれども、3 歳児から預ける親御さんが多いと思いますし、2 年しかない現状の中では、市立は子どもが少なくなってしまう。ただ、保育料については、私立より本当に安いですし、昭和 56 年度からそのままなので、上げてもいいと思います。ただし、英語教育を含めて内容を充実させていくことが前提になると思います。

会 長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

今までのところ、値上げすべきであるという意見がたくさん出ていますが、結論づけてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 それでは、幼稚園保育料については、値上げすべきであるとし、その額ですけれども、案としては、1,000 円引き上げて 7,000 円にする。これは前回の審議会の答申と同じ数字です。ここは 7,000 円という金額を含めて結論づけてよろしいでしょうか。別の考えがある方は、遠慮なくおっしゃってください。

委 員 消費税が上がり、利用率も低い状況で、受益者負担率が 9.9%と低い状況となって

いる原因は、人件費が高いということに起因しているわけですね。確かに昭和 56 年度から 6,000 円でずっと据え置かれているものを上げるということは分からなくはないのですが、利用する市民の立場、子どもを持つ親御さんの立場から見たときに、値上げするというのはいかがかなという疑問は残ります、難しいところですが。

会 長 ありがとうございます。ニュアンスの違う御意見ですね。

委 員 生活保護等を受けている方は、減免がありますよね。ですから、値上げしても、低所得者の方には影響はないかとは思いますが。

会 長 それでは、まとめようとしたのですけれども、別の意見もありましたので、採決で決めようと思います。現状維持と 1,000 円値上げの 7,000 円との意見がありました。

(現状維持 2 名、値上げ多数)

会 長 審議会としては、値上げということで結論を出したいと思います。

そして、値上げの幅ですけれども、1,000 円上げて 7,000 円という意見以外は出ていませんが、これでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 意見については、また整理をするということにしたいと思います。

また、幼稚園の預かり保育料については、特に話題になっていないということですので、現状維持でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。そのようにまとめさせていただきます。

また、特に発言のないものは、現状維持で良いということで進めたいと思います。

委 員 ヒアリング調書その 3 の 5 番、15 ページの特定家庭用機器一般廃棄物手数料についてですが、これは 100%の受益者負担率となっております。考察のところで、「大手家電量販店等では、本市の手数料よりも安価で引き受けているため、当サービスの継続の可否を検討するべきである」と書いてありますが、この前の聞き取りの中で、担当課は、家電を買い換えしないのに販売店に頼むことは気が引けるという人がいることから、存続させたいと答えておりました。しかし、私は買い換えなくて大手販売店に頼んだのですが、すぐ取りに来てくれて、1 件 525 円で引き取っていただきました。個人でやる場合はリサイクル券を郵便局で買う必要がありますが、頼んだときには、リサイクルの経費も入っており、非常に楽でした。

ですから、そういったことをよく PR していけば、わざわざ自分で運んでくる方はいなくなると思います。他市でもほとんど実施していないですから、廃止にしてもよろしいのではないかと思います。

執行機関 これもヒアリングの後、担当課と話をしたのですが、そういったPRも行っていないので、件数も年間で20件ぐらいしかありません。水戸市に頼むという方は、現在はほとんどおりません。

しかし、清掃工場まで持ってきたのだから、2,000円払っても置いていきたいと言われた際に、受け入れできないので、持って帰ってくださいと言いつらいとのことでした。年間20件ですけれども、制度をやめてしまうと、こういったケースで預かれなくなってしまいます。

会 長 ありがとうございます。
この件で他の方いらっしゃいますか。

委 員 私も、いずれは廃止になるとしても、持ってきて、ここでは預かれないと言われるよりは、制度を残したほうがいいのかと思います。使用料も現状のままで、自然淘汰されるまでは、まだ残すべきだということが私の意見です。
この人件費は、この仕事だけのものですね。

執行機関 このことをやるだけのために携わった時間をカウントしております。

委 員 大手量販店に委託してやってもらう方もいるでしょうけど、やっぱり行政側をお願いするという方もいるのかと思います。ですので、現状維持でいいのではないかと思います。なくすことはまだ考えなくて良いと思います。

各 委 員 同じ意見です。

会 長 現状維持の方が多いようですので、現状維持ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございました。
他に金額について意見はありますか。
ここで話題にならないものは、基本的に現状維持となる前提にしていると申し上げましたが、この先の意見をいただく段階で、実はこれはこうすべきだというようなことは混乱しますので、もう一度御確認いただいて、よろしければ、次に進むということにいたします。
また、今日欠席の2人からは、特に意見等はいただいておりませんので、お伝えしておきます。
それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 これからは、運営に関する御意見を伺いたいと思います。これまでの引上げなどは別に、市長に対して提出する答申に盛り込むべき意見ということで御理解いただき

たいと思います。

さきほどから、個別の使用料、手数料については、改善につながるような提案をいただきましたが、その前に、使用料、手数料のそのもののあり方、全体として考えなければならないことなどでお気づきの点がございましたら、まずお話しいただきたいと思います。つまり、使用料、手数料についての考え方です。

この審議会の最初のほうには、受益者負担適正化の観点についてという資料や受益者負担適正化の検討方法についてという資料を頂いておまして、総括的なこと、全体的なことは資料に記載があります。また、基準等についても御説明がありました。そういった全体を通しての意見はいかがでしょうか。

委員 今、会長がおっしゃられた基準のことについて、よく分からないことがあります。受益者負担率について、基準が設定されていますが、実際の負担率と基準の乖離が非常に大きいものがあります。基準というものをどういったように捉えたらいいのか、分かりかねます。これは、使用料等審議会に当たって、初めから終わりまで拭き切れない疑問となっています。

行政の担当されている方々は、この基準というものをどういった位置づけで頭の中に置いて執行しているのか。100%の基準に対して、10%未満のものがあります。これらはどうやっても届くものではなく、80%とか90%とかですと、努力すれば100%に届く可能性がありますが、どんなに努力しても100%に届かないものがありますが、それに対して基準というものをどう考えているのかという点で大きな疑問があります。

会長 これは全般に関わることですので、事務局にお願いしようと思います。

執行機関 ただいま____委員から御意見があったことについて、基準という言葉が適切な表現かどうかというところがありますが、事務局としましては、受益者負担のあり方を考える上での目安として設定したものが受益者負担率でありまして、それは最初に御説明したとおり、利用者の範囲が一部の利用者なのか、広い範囲の利用者なのか、そのサービスの性質につきましても、小中学校のように誰もが利用する基本的なサービスなのか、選択的な一部の方のみが受益するサービスなのかで設定したものです。基準という言葉は、言い過ぎなのかもしれません。議論に当たっての目安ということで設定したものでございます。ですから、基準に合致しないので、その点だけでだめと判断するのではなく、その他の要因もあると考えられます。例えば、その施設の老朽化の度合いですとか、使用料、手数料が他の市町村と比べてどうかといった他の要因もありますので、あくまでも目安はこうですけど、各使用料、手数料について、個々の実情に応じてどうすべきであるかという観点で議論いただきたいと思っています。

繰り返しになりますが、最初の説明では、基準を達成してないという点のみでいけないと捉えるのではなく、あくまで議論に当たっての参考となる数値と考えていただきたいと説明をいたしました。

委員 その点につきましては、ただいまの説明のとおり、対象者が広範囲か特定の、サービスの内容が基礎的か必需的かということで、25%刻みで機械的に分けただけです。一方で、例えば少年自然の家では、「少年の健全育成を目的とした施設であることから、

受益者負担でコストを賄うという考えがそぐわない」と担当課では記載してあります。また、別な施設では、市民の健康維持やコミュニケーションのために提供しているので、施設全部を当該基準に当てはめるのは、ふさわしくないということでした。

受益者負担率の算出は機械的に行ってしまっているのも、基準とかい離が出ているのであって、例えば福祉目的や教育目的等、いろいろな目的の施設があるので、それを加味することも必要ではないかと思います。

また、他の市町村では取っていないものでも、水戸市で取っている手数料もあるわけで、それを、基準があるからといって、そこまで引き上げるのは現実的でないと思います。

ですから、この基準自体を事務局のほうでもう少し考え直してみてもどうかと思います。基準を、その設置目的や他市の状況等を加味して、もう少しがんばれば達成できるというところまで目標を下げて、新たな基準として設定していただいたほうが良いと思います、次回以降になります。

委員 私も同様のことを考えておまして、いきなりこういった資料で個別の料金の適正化ということ突きつけられると、検討しづらいものです。___委員が言われたとおり、ある程度分類をして、基準化するべきであると思います。例えば、交通、まちづくり、環境、教育、文化、産業振興、雇用対策といった分野別に分けた上で、市の方針を打ち出し、その裏に個別の検討資料が出てくるということでない、背景がどうなっているのか見通せません。

会長 審議会としては、受益者負担率の基準一覧については、見直すべきであるというような趣旨を盛り込むということにしましょう。しかし、これは根本的なことで、ある程度時間をかけて検討する必要がありますので、答申としては、見直すべきだというボールを投げておいて、あとは検討していただくということにせざるをえないと思います。

全体的なことで、他にございますか。

委員 共通して感じていたことなのですが、コストの部分で指定管理者制度が入っておりますよね。基本的には入札で安いところの業者をお願いしているのだらうと思いますが、分野によっては固定された業者があると思います。そういった業者を安易に指定管理者ということにしているおそれも、なくはないと思います。気にはされているのですが、もう少し指定管理者を厳格に選んでいければ、最終的にコストの削減につながっていくと思います。

会長 これに関連しては、どこの自治体でも、指定管理者を選定する際には、そのための委員会ができていて、場合によってはヒアリングを直接することもしており、また、最終的には市議会の議決として業者を決めるという仕組みが一般的ですよね。水戸市もそのように決めているということは前にも御説明があったと思いますので、指摘する際の表現が難しいかもしれません。

執行機関 指定管理者の指定につきましては、別の組織で選定を行い、議会に議決をいただい

ておりますので、その仕組みや方法等についての指摘は難しいかもしれませんが、指定管理者を導入していないものも多くありますので、指定管理者制度でコスト削減を図るということは、運営コストの面での御意見としてありうると思います。つまり、選定の方法について踏み込むというよりは、導入を推進すべきであるといった内容であれば、意見になりうると思います。

委員 選定の中で、競争の中で考慮された指定管理者になっているとは思いますが、指定管理者による管理については、よく見えない部分もありましたので。

会長 ありがとうございます。
全体として他にございますか。

委員 負担率の向上について、全体の案件の中で、利用率を向上させると負担率が上がるという考えの下、それを戦略として改定構想を出しているものがいくつかあります。体育施設等がその代表例ですが、これは、利用率を向上させれば負担率が上がるのではないかという願望だけでアプローチしていれば、とても目標を達成させることはできません。裏づけのない現状では、ただの願望であって、行政では、ある程度のデータに裏づけされたアプローチ、戦略が必要になると思います。

委員 基準率について、行政がどういう視点で市民を見るか、そして、そのことで使用料が適正かどうかを判断すべきだと思います。これからのあり方としては、市民は顧客であるということを意識していくことが大切だと考えます。CSという言葉がありますが、市民が満足できることに基づく使用料であるべきです。ただ利用者を増やすことを目的とするのではなく、顧客満足の視点を持つことが使用料の前提になるのではないかと思います。

会長 それでは、全体としての意見は、こういったところでよろしいでしょうか。
それでは、次は、各論に入りますけれども、既にいただいた御意見は事務局でメモしております。その繰り返しは時間的な問題もありますので、今までいただいている意見で、個別の使用料、手数料について盛り込むべき御意見を挙げていただきたいと思えます。

(意見なし)

会長 それでは、個別の事案に対する意見については、さきほどの審議で挙げたものということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 今日は、貴重な御意見をたくさんいただきました。
今後の段取りですが、これまでの意見を答申という形にして、最終的には市長に提出しなくてはなりません。つきましては、次回までに私と副会長、それから事務局で、

検討のたたき台として文章化したものを次の会議に提出したいと思います。次回は、それに基づきまして御意見をいただきたいと思います。

次回の予定を申しあげましたが、今日の審議としては、ここまでということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 それでは、予定していた審議は終了といたします。
 次回は、一言で言えば、答申案の検討ということになります。
 その他事項につきまして、事務局でお願いいたします。

執行機関 本日の資料の一番下に、次回の開催通知がございます。次回は1週間後、11月13日の水曜日、本と同じ時間の9時30分、会場もこの部屋になりますので、よろしく
 お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、本日の審議会の議事は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

執行機関 それでは、以上をもちまして、第6回の使用料等審議会を終了させていただきます。
 ありがとうございました。